

§ 4 家庭用品安全対策事業

快適な生活を求める消費者ニーズに応えるため、多種多様な素材や化学物質が使われた様々な家庭用品が販売されており、便利な反面、健康被害の原因となる可能性が危惧されている。

家庭用品安全対策事業は、健康安全室に家庭用品衛生監視員を5名配置し、家庭用品に含有される有害物質による健康被害発生の未然防止を目的に、広範な販売網を持つ大型小売店舗を中心とした監視指導等を行っている。

また、法で規制されている有害物質（平成25年3月末現在 20物質）の含有状況について、外国製の乳幼児用繊維製品を中心に、小売店において試買検査（検体数 110件）を実施し、規制対象の家庭用品の基準違反について原因究明の調査を行い、販売業者等に対して行政措置を行った。その他、関係自治体からの法基準値違反の通報に基づき、管内輸入・販売業者に対して違反原因の原因調査及び指導を実施した。

消費者対策としては、保健所で開催される離乳食教室において乳幼児用衣服、誤飲・誤食事故及び家庭用品の表示等に関する講習会を実施し、家庭用品の正しい知識の普及啓発に努めた。

表231 業種別試験実施延施設数

	総 数	小 売 店	卸 売 業	輸 入 業	製 造 業
総 数	32	32	-	-	-
川 崎	5	5	-	-	-
幸	2	2	-	-	-
中 原	6	6	-	-	-
高 津	3	3	-	-	-
宮 前	4	4	-	-	-
多 摩	4	4	-	-	-
麻 生	8	8	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

資料：生活衛生課

表232 行政措置等

	収 去	販売自粛	販売中止	自主回収	報 告 書	始 末 書	回収命令
総 数	-	1	-	1	4	2	-
輸入業者	-	-	-	1	4	2	-
販売業者	-	1	-	-	-	-	-

資料：生活衛生課

表233 衛生講習会

内 容	件 数	人 数
母と子の栄養教室	25	675

資料：生活衛生課